

新型コロナウイルス感染者発生時の緊急対応案

令和2年3月2日

1 対象となる施設

- ・議事堂（10階傍聴室含む）
- ・各委員会室等

2 感染症対策

- ①基本的な感染症対策（手指のアルコール消毒、マスクの着用）の徹底
- ②会議休憩時の窓開け（換気）
- ③ドアノブ等のアルコール消毒

3 第1回定例会における判断基準・対応

第1回定例会については、令和2年度当初予算をはじめ市民生活や市民経済に影響を及ぼす議案が多くあることから、議案の審議を最優先とする。

(1) 議場：本会議

感染時期	本会議対応		
	議員が感染	職員が感染	傍聴人の対応方法
一般質問前	一般質問については、議会運営委員会で協議の上、中止する。（議事日程を変更する） 17日に議案審議		しばらくの間、傍聴は控えていただきますようお願いする。 また、本会議はインターネット中継を利用するようお願いする。
一般質問中	一般質問については、議会運営委員会で協議し、場合によっては途中で中止する。（議事日程を変更する）		傍聴に来られた方にはマスク着用、消毒をお願いする。

(2) 委員会室等：常任委員会等

感染時期	委員会対応		
	議員が感染	職員が感染	傍聴人の対応方法
常任委員会前及び開催中	当該議員は欠席するが、その他の議員は、委員会に出席（審議時間を短くする要請をする）	当該職員は欠席。 その他の職員で対応。必要に応じて他課職員に応援依頼（執行部は、必要最小限の人数での出席を議長から依頼）	なるべくお断りする 場合によっては、打合せ室で傍聴してもらう。

(3) 議長及び副議長が感染した場合（委員長及び副委員長も同様）

残った議員で、仮議長の選出選挙を行い、仮議長を選出して議事を運営する。

4 周知方法（感染予防策）

- (1) ホームページに傍聴自粛のお願いを掲載
- (2) 傍聴受付に傍聴自粛のお願いを掲示

5 その他

- (1) 本対応案の範囲は、議員及び事務局職員に、新型コロナウイルス患者が発生した場合。（当局職員が感染した場合は、当局との協議の上、決定することになる）
- (2) 新型コロナウイルス感染症の今後の感染の広がり等を見ながら適宜見直す。